



令和4年度市民税・県民税

納税通知書を6月10日(金)に発送します

市民税・県民税（以下市・県民税）は、毎年1月1日現在の住所地で課税しています。納税通知書が届いたら、課税の内容を確認してください。給与天引きで市・県民税を納める人の通知書は、勤め先の会社から配られます。

☎税務課
課税係 995-1810
納税係 995-1811

令和3年中の所得に課税

令和4年度に課税する市・県民税の額は、令和3年1月から12月までの所得を基に計算しています。

※非課税の人には納税通知書を発送しません。非課税になる人は、次に該当する人です。

- 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下
- 扶養している人がいない場合、合計所得金額が38万円以下
- 扶養している人がいる場合、合計所得金額が28万円×(1+扶養の人数)+26万8千円以下

第1期の納期限は6月30日(木)

1年分の税額は4期に分かれています。各納期限までに必ず納めてください。口座振替の場合は、各納期限に引き落としを行います。新しく口座振替を希望する人は、納税通知書の最後のページにつづられている口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課か金融機関へ提出してください。

- 納期限／第1期▶6月30日(木)
第2期▶8月31日(水)
第3期▶10月31日(月)
第4期▶令和5年1月31日(火)

会社に勤めている人は給与から天引き

会社に勤めている人の市・県民税は、給与から天引きされます。会社から配られる「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」を確認してください。新たに就職した人は、納期限までに会社へ給与天引きを希望すると、納付方法を切り替えられます。会社に納税通知書を提出し、相談してください。

※給与天引きの可否については、会社によって異なります。

納付が困難な場合

納付が困難な人は、納期限までに税務課へご相談ください。

公的年金からの天引き

令和4年4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に市・県民税がかかる人は公的年金から天引きされます。ただし、次のいずれかに当てはまる人は対象になりません。

- 公的年金の年額が18万円未満の人
 - 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市・県民税の天引きされる金額の合計額が年金より多くなる人
 - 介護保険料が公的年金から天引きされていない人
- 他**公的年金以外の給与、不動産、事業所得などから計算した分の市・県民税は、年金からの天引きになりません。また、年度途中で市・県民税の金額が変更になった場合などは、年金からの天引きは中止になり、納付書または口座振替での納付に切り替わります。

クレジットカード・ネットバンキング等での納付方法

PayPay・LINE Payを利用したスマートフォン決済、クレジットカード、ネットバンキングで市税の納付ができます。クレジットカード納付とネットバンキング決済は、納付金額に応じて別途システム利用料が必要です。決済方法や注意事項は市公式ウェブサイトをご覧ください。

システム利用料

●クレジットカード納付（税込み）

納付金額	システム利用料
1円～10,000円	110円
10,001～20,000円	220円
20,001円～30,000円	330円
※以降、納付金額10,000円ごとに110円を加算	

●ネットバンキング決済（税込み） 一律165円